第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第1節 社会福祉施設の整備運営 1 概況

社会福祉施設とは,老人,児童,あるいは心身障害者等の社会生活を営む上でさまざまなハンデイキヤツプを負つている人々を援 護する目的で設置された施設の総称である。

社会福祉施設には大別して,保護施設,老人福祉施設,身体障害者更生援護施設,婦人保護施設,児童福祉施設,精神薄弱者援護施設, 母子福祉施設およびその他の施設があるがおおむね対象者の福祉に欠ける状態の程度,種類,性格,年齢別に機能的に分化してい る。各種社会福祉施設については,それぞれの関連のところにおいて述べているところであり,ここでは全般的な概況と施設全 体に共通する諸問題についてとりあげることとする。

社会福祉施設は,一部を除き,国,地方公共団体または社会福祉法人によつて設置されており,46年末現在で第4-4-1表のとおり社 会福祉施設の総数2万5,000施設,総入所定員161万人,現在員148万人,職員数は専任,兼任合わせて27万人に達している。

#### 第4-4-1表 社会福祉施設数・定員・現在員および従事者数

第 4-4-1 表 社会福祉施設数・定員・

現在員および従事者数 (46年12月末現在)

(単位:か所,人)

		THE RESERVE THE PERSON NAMED IN COLUMN 2 IS NOT THE PERSON NAMED I								-
	施	設 数	定	員	現	在 身	ŧ .	従	事 者	数
	総 数	公立 私立	総数 公立	私 立	総 数	公立	立立	総 数	公 立	私 立
総数	25, 227	16,033 9,19	1,608,949 914,	889 694,060	1, 477, 495	818,039	659, 456	272, 107	129,560	142,547
保 護 施 設	378	179 19	24,109 12,	040 12,069	20,327	8,631	11,696	3,266	1,341	1,925
老 人 福 祉 施 設	1,329	792 53	81,937 43,	025 38,912	81,640	41,762	39,878	18,878	9, 135	9,743
身障者更生援護施設	274	135 13	11,589 6,	069 5,520	9,342	4,196	5, 146	5, 169	2,884	2,285
婦 人 保 護 施 設	61	33 2	2,201	859 1,342	1,125	275	850	454	247	207
児童福祉施設	21,588	13,987 7,60	1,368,886 822,	438 546, 448	1,281,685	743,826	537,859	179,851	101, 141	78,710
うち保育所	14,806	9,142 5,66	1,276,967 792,	433 484,534	1,201,166	719,501	481,665	135,810	80,052	55,758
精神薄弱者接護施設	242	50 19	16,809 4,	120 12,689	15,727	3,476	12, 251	4,880	1,247	3,633
母子福祉施設	50	13 3	981	190 79	- ا	-	-	329	79	250
その他の社会 福祉 施設	1,305	844 46	19,724 8,	251 11,473	12,514	4,591	7,923	5,042	3, 535	1,507

資料:厚生省統計調查部「社会福祉施設調查報告」

- (注) 1. 保護施設の定員,現在員および従事者数からは医療保護施設分を除いてい
  - 2. 児童福祉施設の定員、現在員および従事者数からは助産施設および母子寮 分を除いている。
  - 3. その他の社会福祉施設の定員、現在員および従事者数からは無料低額診療 施設分を除いている。
  - 4. 定員,現在員および従事者数の総数は1~3で除かれた施設分を含んだもの である。

近年においては,社会福祉に投入される財政資金の絶対量が相当に増加してきたこと,老人,児童,心身障害者等の福祉に対する 国民的関心の高まりを背景に、国、地方公共団体および民間社会福祉事業家の努力があつたことなどを反映して、老人福祉施設な どを中心に全体として施設数はかなりの伸びを示してきた。しかし,過去におけるストックの絶対量が少なかつたことに加え, 今後も人口構成の老齢化,核家族化の進行,婦人労働人口の増加,扶養意識の変化,医学,リハビリテーション技術の進歩などによ り,施設需要は増加する傾向にあるので,社会福祉施設の数はそのまま放置すれば将来とも絶対的に不足をきたすであろうこと が容易に想像された。

このような施設の不足に早急に対処するため,厚生省においては,45年11月25日の中央社会福祉審議会の答申「社会福祉施設の 緊急整備について」の趣旨に沿つて,同年12月,社会福祉施設の重点的かつ計画的整備を図ることを内容とする社会福祉施設緊 急整備5か年計画(計画期間46~50年度)を策定したところである。

この計画の重点目標は,つぎのようなものである。

- (1) 緊急に収容保護する必要がある老人,重度の心身障害者等の収容施設を重点的に整備すること。
- (2) 社会経済情勢の変化に対応して、保育所およびこれに関連する児童館等の施設の整備拡充をはかること。
- (3) 老朽社会福祉施設の建て替えを促進するとともに,その不燃化,近代化をはかること。

この計画において整備しようとする収容(利用)定員およびこれに要する費用は,およそ第4-4-2表のとおりである。

#### 第4-4-2表 社会福祉施設緊急整備5か年計画の概要

第4-4-2表 社会福祉施設緊急整備5か年計画の概要(単位:千人、億円)

						整	備	人	員	整	備	费
椠	急	収	容	施	設				191			1,860
保		٦	f		所				396			539
そ	Ø	他	0	施	設				36			611
調		3	签		額				-			500
総					B†				623			3,510

厚生省社会局調べ

また,社会福祉施設に働く職員は施設運営の根幹をになつているものであるが,近年における労働力のひつ迫によつて,職員確保がますます困難となつてきているので,処遇改善により職員確保をはかるとともに,質的向上のため,新任および現任職員の養成訓練の充実を期することが喫緊の課題となつている。

特に専門的知識経験を要する職員についてその感が深い。職務内容にふさわしい処遇の向上を今後重点的に考慮しなければならない。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第1節 社会福祉施設の整備運営 2 社会福祉施設の整備

## (1) 現状と問題点

46年度は,前述の社会福祉施設緊急整備5か年計画の初年度として整備に努めた。

社会福祉施設数の年次別推移は,第4-4-3表のとおりである。施設数は全体としてかなりの増加傾向にあるが,なかでも緊急整備計画で緊急に収容保護する必要があるとされた老人,重度の心身障害者のための施設の伸びが大きく,たとえば特別養護老人ホームが40年末の27施設(定員1,912名)から46年末の197施設(定員14,751名)へ,重度身体障害者更生援護施設が3施設(定員300名)から20施設(定員1,564名)へ,重症心身障害児施設が3施設(定員368名)から26施設(3,309名)へとそれぞれ増加している。

第4-4-3表 社会福祉施設数の推移

第4-4-3表 社会福祉施設数の推移

						40年末	41	42	43	44	45	46
総					数	16,453 (100.0)			21,022 (127.8)			
保	2	葼	Ħ	is S	設	504 (100.0)			(87.5)		400 (79. 4)	378 (75.0)
老	人	福	祉	施	設		873 (109.8)		1,003 (126.2)			
身份設	本障等	各者	更生	接題	変施	169 (100.0)			237 (140.2)			274 (162.1)
婦	人	保	護	施	設	67 (100.0)	65 (97. 0)		64 (95.5)			
児	童	福	祉	施	設	14,020 (100.0)			17,993 (128.3)			
	5 1	5	保	育	所	11, 199 (100.0)	11,619 (103.8)	12, 158 (108. 6)	12,732 (113.7)	13,416 (119.8)	14, 101 (125. 9)	14,806 (132.2)
精	中海	弱 :	各接	護統	包設	70 (100.0)			130 (185.7)			
母	子	福	祉	施	設	_	-	-	38 ( <del>-</del> )			
そ	の他の	の社	会省	區祉加	<b>を設</b>	828 (100.0)	935 (112,9)	978 (118. 1)	1,116 (134.8)	1, 160 (140. 1)	1,259 (152.1)	1,305 (157.6)

資料: 厚生省統計調查部「社会福祉施設調查」

- (注) 1. ( )内の数値は、40年末を100とした場合の指数である。
  - 2. 母子福祉施設は43年から調査対象となつている。

反面,宿所提供施設,母子寮などのように減少傾向の施設もある。社会経済情勢の変化とともに社会福祉の ニードが変化し,施設の役割も変遷しているといえる。また,福祉センター等の利用施設に対する需要や新 規施設創設の要望も強くなつている。

一方,戦前または戦後の早い時期に設置された木造の社会福祉施設で著しく老朽化したものがかなり残つており,入所者の処遇の上からも,施設の防災の上からも放置できない状態にある。国では,老朽民間施設については,38年度から補助金を優先的に交付するとともに,設置者負担分の無利子融資の措置を講じ,ブロックもしくは鉄筋コンクリート造りに建て替えを促進している。46年度においては第3次3か年計画の第1年次分として国庫補助金5億4,032万円,社会福祉事業振興会の無利子融資3億4,670万円を投入し,保育所,養護施設,養護老人ホーム,精神薄弱児施設等の施設が59か所建て替えられている。47年度は第2年次分として,国庫補助金約616億円,社会福祉事業振興会融資額約4億円をもつて助成することとしている。

## (2) 整備財源

社会福祉施設の整備のために投資された額は,46年度において約370億円に達しており,その内訳は第4-4-4表のとおりである。

第4-4-4表 社会福祉施設数の整備財源の内訳

#### 第4-4-4表 社会福祉施設の整備財源の内訳

(46年度) (単位:件,百万円) 件 数 金 額 公 立 民間立 総数公立 総数 民間立 1,212 36,890 18,713 18.177 3,382 2,170 総 数 補 助 金 1,388 1, 128 8,519 4,592 260 13, 111 方 公 共 団 576 576 6,600 6,600 社会福祉事業振興会 10, 194 10, 194 地 方 1,042 1,042 別 偖 Ø 他 日本自転 車 振 奥 会 237 237 4, 129 4,129 日本小型自動 車 振 興 会 1,591 75 75 1,591 日本船舶振興会 64 238 238 お年玉年賀業書寄附金

厚生省社会局調べ

(注) 総数の件数は延べ数である。

国庫補助制度は,地方公共団体や社会福祉法人などが施設を整備する場合に,原則として整備費の2分の1に相当する金額を補助するものである。46年度の国庫補助額は87億円であるが,47年度においては120億円と大幅に伸びている。

1,027

1,027

都道府県は,市町村や社会福祉法人に対して整備費の4分の1に相当する金額を補助している。

特別地方債は,地方公共団体が社会福祉施設等を整備しようとする場合に年金積立金の還元融資の一形態として行なわれるものであり,整備財源のなかでは最も高い割合を占めている。

社会福祉事業振興会融資制度は,民間社会福祉施設の整備のために低利融資することを目的とするものであり,貸付条件は,年利5.11パーセント,無利子期間最長2年,償還期限最長20年である。貸付原資は,政府出資金と資金運用部資金借入金でまかなわれており・現在政府出資金10億5,000万円,資金運用部資金借入金累計額295億円(39年度から47年度までの9年間の累計である。)となつている。貸付契約規模額は,45年度41億円(うち借入金38億円),46年度66億円(うち借入金61億円),47年度100億円(うち借入金94億円)と毎年かなり増額されている。

競輪,オートレース等の公営競技の益金の一部も民間社会福祉施設の整備のために毎年相当額が投入されている。また,寄附金つきお年玉郵便葉書の寄附金の相当部分と赤い羽根による共同募金の寄附金の相当部分が民間社会福祉施設の整備費に配分されている。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第1節 社会福祉施設の整備運営 3 社会福祉施設の職員

社会福祉施設で働く職員の職種は,施設長,生活指導員,児童指導員,職業指導員,保母,寮母,医師,看護婦・OT(作業療法士),PT(理学療法士),栄養士,調理員,事務員等と多岐にわたつている。職員数の年次別推移は,第4-4-5表のとおりであり,施設の増加と職員定数増を反映して毎年増加をみせている。しかし,職員の充足率は,職種により高低があり,一般に資格がきびしいほど基準数を下回つているということができる。

## 第4-4-5表 社会福祉施設の職員数の推移(専任のみ)

						(単	位:人)
	40年末	41	42	43	44	45	46
総 数	104,485	114,833	125,955	139, 221	152,073	168,690	187,796
保 護 施 設	2,617	2,643	2,631	2,670	2,700	2, 737	2,872
老人福祉施設	8,355	9,494	10,556	11,500	12,747	14, 622	16,991
身体障害者更生援護施 設	1,944	2,085	2,770	3,081	3, 195	3, 527	3,918
婦人保護施設	307	273	262	264	268	275	280
児童福祉施設	88,027	96, 140	105,512	116,544	127,517	140, 739	155,800
うち保育所	64,039	69,603	77,122	85,857	95,483	106, 231	118,773
精神薄弱者 援 護 炧 設	1,115	1,433	1,670	2,113	2,584	3,328	4, 462
母子福祉施設	-			190	222	227	236
その他の社会福祉施設	2, 120	2,765	2,554	2,859	2,840	3,235	3,237

第4-4-5表 社会福祉施設の職員数の推移(専任のみ)

資料:厚生省統計調查部「社会福祉施設調查」

- (注) 1. 保護施設からは医療保護施設を除いている。
  - 2. 児童福祉施設からは助産施設を除いている。
  - 3. その他の社会福祉施設からは無料低額診療施設を除いている。
  - 4. 総数からも医療保護施設等前記3施設を除いている。

社会福祉施設の職員は、このように必ずしも充足されていない現状に加え、今後の施設の増加等に伴い、増員が必要となるが前述のとおり労働力需給のひつ迫している折から、その確保がきわめて困難であるので、その養成計画の充実と、処遇の大幅な改善が要請されている。

現在,公・私立大学において社会福祉関係職員の養成を行なつているほか,国でも,東京の日本社会事業大学 (学部400人,研究科100人)および大阪の府立社会事業短期大学(本科100人,研究科50人)に職員の養成と,各 種資格認定講習会,福祉事務所現業職員研修等の社会福祉事業職員研修および通信教育を委託し,職員の養 成訓練に努めている。今後は,社会福祉に関する国民の理解の深まりを背景に,広い層から社会福祉事業へ の参加を期するため,国等においても養成訓練について一層の努力を払う必要がある。

社会福祉施設職員の処遇については,年々給与,労働条件等の改善がおこなわれている。従来から問題として指摘されていた保母,寮母,指導員等入所者の処遇に直接たずさわる職員の給与および労働条件については,47年度には,給与に関してはその職務の特殊性を考慮した改善が行なわれ,労働条件に関しても,46,47年度の2年計画で職員の増員を行なうことによつてその改善がはかられた。また,調理員等の給与についても,民間の給与水準を勘案して改善が行なわれた。このほか特に,47年度においては,民間社会福祉施設の職員と公立施設の職員との間にある給与面でのいわゆる公私格差を是正するための措置が講じられた。

なお,民間社会福祉施設職員の福祉向上のため社会福祉事業振興会が運営する退職手当共済制度があるが, これに基づいて支給される退職手当金を算定する計算基礎額も毎年改善が図られている。この計算基礎 額は退職者の退職直前6か月の平均本俸月額に応じて定められており,47年度においては,2万3,000円,2万 9,000円,3万2,000円,3万7,000円の四段階とされた。しかし,今後とも,計算基礎額の引上げや,制度の対象と なる施設の範囲の拡大などにより,社会福祉施設職員の待遇の向上をはかる必要がある。退職手当共済事 業の概況は第4-4-6表のとおりである。

## 第4-4-6表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況

gn 4 — 4	- 0 ax 1	工芸物化》	也以與貝疋	3 枫于当共	済事業の	似沈	
	40年度	41	42	43	44	45	46
退職手当支給人員(人)	7,031	5, 937	6,666	6,324	7,841	11,407	10,280
退職手当支給総額(千円)	94, 218	103, 421	151,918	191,633	254, 363	471,433	561,319
加入者数(人)	38,095	41,892	46, 141	51,357	56, 697	65,230	72,760
単位掛金額(円)	740	860	1,080	1,230	1,550	2,480	3,380

第4-4-6表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況

厚生省社会局調べ

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第1節 社会福祉施設の整備運営 4 社会福祉施設の運営

社会福祉施設の入所者は,おおむね生活保護法,老人福祉法,児童福祉法,身体障害者福祉法等の社会福祉関係法律の規定に基づく措置によるものである。これらの入所者の処遇に要する費用すなわち社会福祉施設の運営費は,いわゆる措置費(委託費)として,上記の各法律に基づいて,公費負担が行なわれている。その負担割合は原則として国が10分の8,都道府県または市が10分の2とされているが,市町村立,社会福祉法人立の保育所,母子寮などは,国が10分の8,都道府県が10分の1,市町村が10分の1とされており,市町村の住民福祉をはかるうえでの責任が他のものに比して明確化されている。

運営費は,施設入所者の飲食物費を主とする事業費と施設職員の給与等の人件費を主とする事務費からなっている。運営費の改善については,前述の職員給与のほかにも施設経営のための一般管理費(旅費,庁費等),食費,その他日常生活費等にも細かく配慮されている。なお,一般管理費は,毎年の増額にもかかわらず,ここ数年来の大幅な職員の処遇改善によつて,運営費全体に占める割合が低下している。これは施設経営上望ましくないので,今後,この一般管理費の改善を一層はかる必要がある。

運営費の年次別推移は、第4-4-7表のとおりである。

#### 第4-4-7表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算)

第4-4-7表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算) (単位:百万円)

						41年度	42	43	44	45	46	47
総					額	39,079	46,009	54,646	69, 205	87,995	112,496	146, 179
保		護	Ħ	101	設	1,034	1, 129	1,249	1,516	1,814	2,218	2,761
身份設	本障	害者	更生	:接記	雙施	1,019	1,227	1,506	1,892	2,382	3,014	4,021
	人	福	祉	施	設	7,784	9,351	11,087	13, 223	16,725	21,151	28,041
攳	人	保	護	施	設	253	282	307	342	379	441	528
児	童	福	祉	旌	設	27,956	32,855	38,995	50, 128	63,301	80,603	103,475
	5	ち	保	育	所	14,226	17,309	21,617	29,604	38, 320	50,963	65,928
精	中海	弱者	援	護北	設	1,033	1,165	1,502	2, 104	3,394	5,069	7,353

厚生省社会局および児童家庭局調べ

る割合が低下している。これは施設経営上望ましくないので、今後、この一般 管理費の改善を一層はかる必要がある。

運営費の年次別推移は、第4-4-7表のとおりである。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第2節 福祉事務所および福祉センター

1 福祉事務所

福祉事務所は,社会福祉行政を効果的,かつ,合理的に運営するために設置された第一線の行政機関で,生活保護法,児童福祉法,母子福祉法,老人福祉法,身体障害者福祉法および精神薄弱者福祉法のいわゆる福祉六法に定める援護,育成または更生の措置に関する事務をつかさどるほか,必要に応じて広く社会福祉全般に関する事務を行なつている。

福祉事務所の設置については、社会福祉事業法に定めがあり、都道府県・市および特別区は設置を義務づけられており、町村は任意設置の建て前をとつている。46年6月1日現在の福祉事務所総数は1,071か所であり、このうち郡部を管轄する都道府県が設置するものが343か所、市および特別区が設置するものが726か所、町村が設置するものが2か所となつている。福祉事務所は福祉地区ごとに設置されるが、町村合併による新市の誕生や、人口の都市集中等により、管内人口5万未満の小規模福祉地区が全体の割割を占めるに至り、反面管内人口20万以上の大規模なものが全体の1割を越えているというように、福祉地区の規模の格差が顕著になつてきており、さらに郡部の福祉地区についていわゆる飛び地がかなりみられ福祉地区の規模の適正化という観点から再検討が必要となつている。

福祉事務所の職員は,所長,指導監督を行なう所員(査察指導員と呼ばれる。)現業員,事務職員のほか福祉各法による身体障害者福祉司,精神薄弱者福祉司,老人福祉指導主事等により構成されており,46年6月1日現在での職員の総数は3万7,442人である(第4-4-8表参照)。このうち特に現業を行なう所員は,社会福祉六法に関する要援護者の措置の必要の有無およびその種類を判断し,調査および生活指導にあたる等の職務をになうものであり,専門的な知識と技術を要求されるので,社会福祉事業法で一定の資格(社会福祉主事)を定めるとともに,各福祉事務所に配置すべき現業員の定数基準を定めている。46年6月1日現在で1万176人の現業員が配置されているが,そのうち有資格者の率は75.5%となつており,資格認定講習会の実施等により無資格者を解消していく必要がある。また,福祉事務所職員の専門職制度の確立については,重要課題として現在中央社会福祉審議会において検討が進められている。

#### 第4-4-8表 福祉事務所職種別職員数

							第4-	- 4	·8表	徭	祉	事	粉	F	所	聪	袓	Ē	別	聯	員	. 1	数							
												(46	伞	6	月	1	日 :	現	在)										(単位:	人)
		所	次	課	長	係	長	查赢	六法現	楽員	五	身件	绩	老	家庭	児	福		福祉六	家庭	相談員	婦人	相談員	母子	相談員	家庭	8仕員	蝋	合	福外
				査験	同な	同兼	同ねて	察長瓜	六	専	法	2000年	作蒋	福	家庭児音	基福祉	17.			常	非	常	非	常	非	常	非			砂事職
区	分			指で	5.4	ねてい	いな	指長	法現業	任面	現	者(	者(	指金	基 福 加東	<b>销</b>	本		法外		常		常		常		常	託		福祉事務所 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		長	15.	質員を者	い	る	が発	響於	業品	接品	業品	红色	盤色	<b>生在</b>	誕	児童福祉司(専任)	福祉六法事務職員		職品	勤	206	動		481		491.				<b>職</b>
-		700	長	24	水石	-111	<b>Ж-</b> 自	^		^	м_	111	HJ.	ope	de.	0		ļ.	д	360	507	360	動	勤	勤	560	動	医	計	IJ.
総	数	1,071	314	236	521	1,391	1,583	288	8,805	233	1,138	471	173	308	67	5	5, 5	72 8	3,947	66	1,327	78	219	209	695	1,043	1,195	1,435	37, 442	1, 789
22	部	343	73	221	301	337	281	136	3,058	1	289	214	95	111	23	2	1, 2	78	787	0	520	21	58	103	478	_	_	420	9, 176	502
市	部	728	241	15	220	1,054	1,302	152	5,747	232	849	257	78	191	44	3	4, 2	94 8	3, 160	66	807	57	161	106	217	1,043	1,195	1,015	28, 266	1, 287
											_				_	-														

厚生省社会局調べ

(注) 町村設置の福祉事務所については市部欄に計上した。

現業員の業務については,近年社会福祉の分野で老人,児童,身体障害者等いわゆる福祉五法(前述の福祉六法のうち生活保護法以外の五法の総称)への国民の関心,要求が高まつているにもかかわらず,依然として生活保護事務偏重の傾向がみられることが問題とされていた。福祉事務所に福祉行政に関する総合センターとしての機能をもたせてゆくためには,職員を大幅に増員して福祉五法業務の実施体制の強化,充実を図らねばならない。このため,43年度から45年度の3か年で,地方交付税により,人口10万人当たり6名(全国で約6,300名)の五法担当現業員を福祉事務所に配置する措置がとられた。しかしこの五法担当現業員は,46年6月1日現在でようやく1,138名が配置されたに過ぎない。今後は地方交付税に見込まれた基準に達するよう一層の努力が必要である。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第2節 福祉事務所および福祉センター 2 福祉センター

福祉センターは,市町村の地域において,児童から老人にいたるすべての地域住民に対し社会福祉その他住民の生活向上の場を与え,もつて,その福祉の増進を図ることを目的とする施設である。

41年度から国民年金特別融資の対象に加えられ,46年度末において243か所が設置され,それに対して総額67億7,500万円にのぼる融資が行なわれている。

福祉センターは,レクリエーション室,子供の遊び場,老人のいこいの場,図書室等の設備を設け,地域住民に気軽に利用させるほか,民生委員等による各種の相談,教養,文化,レクリエーションおよび各種クラブ活動,ボランティア活動の場の提供等の事業を行ない地域における生活と福祉の諸活動の拠点として,欠くことのできない施設となりつつある。

ことに、わが国の社会経済の著しい発展に伴い、国民福祉の向上についての積極的な施策が強く要請されているところでもあり、今後は、福祉センターが地域における一般住民はもとより、児童、老人、心身障害者(児)等の福祉ニードに応じられる多元的機能を有する施設、すなわち、地域社会における住民の福祉の増進の中心的役割を果す施設として運営されることを期待している。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第3節 民間社会福祉活動 1 民生(児童)委員

民生委員は,地域住民の福祉増進のための相談,指導,調査等の自主的活動を中心とし,さらに福祉事務所その他の関係行政機関への協力活動を行なう民間奉仕者であり,豊かな人生経験と社会福祉への熱意を持つた人の中から厚生大臣が委嘱する。任期は3年で各市町村の区域に配置される。

46年12月1日に民生委員一斉改選が行なわれ,13万3,918名が選任された。このうち婦人民生委員の占める割合は,31.5%で改選の都度 増加している。民生委員は,児童委員を兼ねて児童福祉,母子福祉などの仕事に協力することとなるので,婦人民生委員の活躍が期待されている。

民生委員の活動は第4-4-9表にみられるように広い範囲に及んでいる。なかでも市町村社会福祉協議会に設置される心配ごと相談所における民生委員の相談活動は,住民福祉の増進に大きな役割を果すものであり,国としても35年度よりこの事業の運営費に対する補助を行なつてきた。47年度は3,105か所に対して補助がなされることになつている。

#### 第4-4-9表 民生(児童)委員の活動状況

第4-4-9表民 生 (児 童) 委 員 の 活 動 状 況 (46 年 度)

210	查証明	48	海海絡件数	<u></u> χ		諸分	会合行事へ	の参加件	数	相談指 のため	導調査 の訪問				相	뚽	指	導 件	数		
総 数	調	查	正明事務	施設団体 公的機関 との連絡	総	数	民生委 員協議 会関係	社会福 祉協議 会関係	その他 の会事関 係	件数	日数	総	数	家庭関 係の問 題	住居の 問題	健康の問題	しごと の問題	年金保 険の問 題	世 <b>資</b> を受して で で で で を の の の の の の の の の の の の の	生計費の 問題	その他の問題
3,954,095	1,757,	187	1,100,273	1,096,635	2,556	,301	1,090,537	465, 537	1,000,227	5,703,900	3,258,800	,433,	540	498,567	320, 220	660,015	370, 717	518,630	520,109	516,847	1,028,435

資料: 厚生省統計調查部「厚生省報告例」

人口構造の変化,過疎過密現象等複雑多様化する社会情勢に伴い,民生委員が積極的に取り組むべき福祉問題がひん発している。この ため47年度予算では,民生委員総定数を16万人と大幅に増員し,活発な活動を推進しうるようにした。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第3節 民間社会福祉活動 2 社会福祉協議会

社会福祉協議会は,一定の地域社会において住民が主体となつてその福祉を増進するため,公私の社会福祉事業関係者の参加協力を得て組織的,効率的な地域社会福祉活動を促進することを目的とする民間組織である。この社会福祉協議会は,全国の市区町村,都道府県および中央の各段階に組織され,それぞれの地域の状況に応じ,多岐にわたる活動を地道に続けている。

国においても、これら活動を育成、強化するための国庫補助を行なつている。すなわち38年度から全国社会福祉協議会には企画指導員10人、都道府県および指定都市社会福祉協議会には福祉活動指導員292人を配置するために補助金を支出してきた。また41年度からは市町村社会福祉協議会にも福祉活動専門員の設置補助を行ない、46年度までに、872人が配置された。

こうして専任職員数の増加,社会福祉法人化等の組織体制の整備も進んできたが,近年注目されているコミュニティづくりの核として真に住民主体の活動組織に成長することが期待されている。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第3節 民間社会福祉活動 3 共同募金

「赤い羽根」に象徴される共同募金は,国民の助け合いの精神を基調として,民間の社会福祉事業を推進するための財源を造成する目的で行なわれる自発的な国民運動である。

共同募金運動は,各都道府県に組織された共同募金会がボランティアの協力を得て実施する。募金活動は 毎年10月から12月までの3カ月間にわたつて行なわれ,特に12月には歳末助け合いとしての運動が展開さ れている。

募金額は第4-4-1図にみられるように年々増加しており,46年度の募金総額は約50億5,068万円で,45年度に 比し9.8%の伸びである。

# 第4-4-1図 共同募金実績額 50-2 歳来たすけあい - 般募金 額 30-22 | 24 | 26 | 28 | 30 | 32 | 34 | 36 | 38 | 40 | 42 | 44 | 46 | 23 25 27 29 31 33 35 37 39 41 43 45

第4-4-1図 共同募金実績額

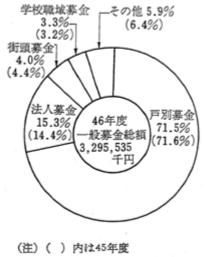
このうち一般募金が約32億9,553万円(対45年度比108.5%),歳末助け合い募金約17億5・515万円(対45年度比112.5%)となつている。一般募金の募金方法別の内訳は,第4-4-2図のとおりである。

中央共同募金会調べ

昭和・・年度

## 第4-4-2図 一般募金方法別募金額

#### 第4-4-2図 一般募金方法別募金額



中央共同募金会調べ

集まつた募金は,都道府県ごとに社会福祉協議会等の意見をきいて,その地域で最も必要性の高い民間社会 福祉施設,団体などに配分される。また全国共通特別配分として,子供の遊び場づくり,在宅障害児(者)の援 護のために善意の募金が活用されている。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第4節 低所得対策 1 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は,低所得世帯等に対して生業費,住宅改修費,医療費などを低利(年3パーセント)で貸し付けるとともに,必要な援護指導を行ない,その世帯の経済的自立と生活意欲の助長をはかり,安定した生活を営なめるようにすることを目的とするものである。

この制度は,必要とする資金を単に貸し付けるだけでなく,貸し付けと合わせて民生委員が借り受け世帯に対して,その独立自活に必要な生活面での個別的な援助指導を行なうという点が特色となつている。

貸付業務の実施主体は,都道府県社会福祉協議会でおり,貸し付けに要する資金は,全額を都道府県が都道府県社会福祉協議会に補助し,国は都道府県が補助する費用の3分の2を都道府県に対して補助することになっている。貸し付けに要する原資は年々累増され,46年度末においては,その累計額は208億3,416万円余となっている。

貸付資金の種類は第4-4-10表のとおりとなつており,制度の内容も社会情勢等に即して充実をはかることから毎年のように貸付条件の改善が行なわれてきた。47年度においては福祉資金を創設して資金の種類を7種類から8種類とした。福祉資金の貸付条件は5万円以内で償還期限は3年以内である。なお,この資金の創設に伴い生活資金の出産費,葬祭費および住宅資金の転宅費を福祉資金に統合した。このほか貸付限度額の引き上げ(更生資金および身体障害者更生資金の支度費2.5万円を3万円に,生活資金月額7,500円を1万1,000円に,修学資金の修学費を高等学校に就学する者は月額1,500円を3,000円に(特別の場合は月額3,000円を4,000円)高等専門学校又は短期大学に就学する者は月額4,000円を7,000円に(特別の場合は月額7,500円を9,500円)また,就学支度費2.5万円を3万円に引き上げる。)を行なつた。

第4-4-10表 世帯更生資金貸付条件一覧

第4-4-10表 世帯更生資金貸付条件一覧

資	金	<u>の</u>	0	類	. 貸	付	限	度	据置期間	償還 期間	備		考
更	生		棠	費				以内 円 200,000	以内	以内	貸付限度	特に必要れる場合	と認めら 400,000
更生資金	支	at:	度型和	費		,	3	30,000		6年		円以内	,
322	12%	116	EEE 7	TA				0,000			貸付期間	3年以内	
身更 体生	生		楽	費				200,000	1年		貸付限度	特に必要 れる場合	と認めら
障資	支		度	費				30,000	6月	8年		円以内	100,000
害金者	技	能	習得	費		J	3	3,000	1年		貸付期間	3年以内	
生	活		資	金		)	3	11,000	6月	5年	貸付期間	技能習得 養資金借	費又は療 受中
福	祉	į	資	金				50,000	6月	3年			
住	宅		資	金				300,000	6月	6年			
					高校 高専(1		月 手)	3,000			貸付限度	特に必要 れる場合	と認めら
能							月	3,500			高校		4,000円
	惦		学	杏	(4~	5年)	月	3,000	6月	8年	高専(	1~3年)月	4,500円
学	-		•	^	私立高	専	月	4,000			(	4~5年)月	6,000円
380					短大印						私立	8専 月	7,500円
資							月	6,000			短大(	国公立)月	8,000円
金					(\$	(立)	月	7,000			(	私立) 月	9,500円
	欽	学	支度	費				30,000				高校 20,0	00円以内 00円以内 00円以内 00円以内
寮	養	3	ĝ	佥				100,000	6月	5年	貸付限度	特に必要 れる場合 円以内	
災犯	§报	題	資	金				150,000	1年	6年			-

厚生省社会局調べ

(注) 貸付利子は年3パーセント。ただし、据置期間中および修学資金は無利子。

貸付状況は第4-4-11表のとおりとなつており,46年度までの累計436億1,161万円,延べ貸付人員は47万8,778人に達した。

第4-4-11表 世帯更生資金貸付決定状況

第4-4-11表 世帯更生資金貸付決定状況 (単位:件,千円)

	46	年 度	累	2†
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	30,800	5, 788, 011	478,778	43,611,606
更 生 資 金	7,181	1,772,522	188,270	17,485,824
身体障害者 更生 資金	4, 138	1, 150, 596	40,937	70,052
生 活 資 金	193	12,843	10,019	280, 124
住 宅 資 金	8,981	1,941,373	77,282	10, 292, 102
修 学 資 金	4,039	184,972	37,534	1,499,793
撩 養 資 金	4,201	434, 325	90,890	4,421,635
災害援護資金	2,067	291,380	33,846	3, 262, 076

厚生省社会局調べ

また,償還の状況をみると,償還期日到来額に対する償還済額の比率は年々向上しており,46年度においては89.2%となつている。

この制度の今後の問題としては、社会経済情勢および国民生活の実態の変遷と低所得世帯等の需要に応じた貸付条件の改善をはかるとともに、貸付業務の事務処理体制の充実強化を図ることが必要である。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第4節 低所得対策 2 授産事業

授産事業は,労働能力の比較的低い者に対し就労の機会を与え,または技能を修得させてその保護と自立更 生をはかる事業である。

授産事業には生活保護法による授産施設(保護授産施設)と社会福祉事業法による授産施設(社会事業授産施設)とがあり,また稼働能力はありながら授産施設に通うことが困難な事情のある人々のために家庭においても簡単な作業ができる家庭授産を併設できることとなつている。

授産の作業種目は、縫製、印刷製本、クリーニング、電気部品組立等多岐にわたつている。

授産施設の現況は第4-4-12表のとおりで施設数は施設授産251か所,うち家庭授産を併設しているもの91か所,利用者数は施設授産8,055人,家庭授産6,842人,合計1万4,897人となつている。

第4-4-12表 授産施設の現況

第4-4-12表 授産施設の現況

(46年12月末現在)

(単位:か所,人)

		施	設	授	産	家	庭	授	産
		施 設	数	利月	相者 数	施	設 数	利用	者数
総	数	25	51		8,055		91		6,842
保護授産	施設	10	)5		3,782		22		1,322
社会事業授品	産施設	14	16		4,273		69		5,520

資料:厚生省統計調查部「社会福祉施設調查」

授産事業は,近年,施設数,利用者数ともに減少傾向にあるが,おもな原因としては,経済の発展に伴う就労機会の増大による利用者の減少および一部地域の地場産業の不振による下請けの廃止等が考えられる。

授産事業の今後の課題としては,一般労働市場の就業になじみにくい人々,または,就労する意欲はありながら民間事業所等に通うことができない者に対して,それぞれの能力に応じた就労の場なり作業内容等を積極的にとり入れていく必要がある。

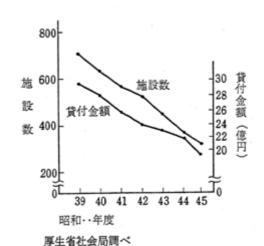
第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第4節 低所得対策 3 公益質屋

公益質屋は,市町村(特別区を含む)または社会福祉法人が設置経営し,低所得者に対する簡易にして迅速な 庶民金融機関である。

公益質屋は民営質屋と比較すると,利率(貸付利率の限度は月3パーセント),流質期限,その他の点で質置主本位の制度となつている。

公益質屋の設置状況および貸付状況は第4-4-3図のとおりで利用者の減少等により,年々減少の傾向にある。

## 第4-4-3図 公益質屋の設置状況および貸付状況の推移



第4-4-3図 公益質屋の設置状況および貸付状況の推移

そのおもな原因としては国民の所得水準の向上,社会保障諸施策の充実,小口資金貸付制度の発達,信用販売制度の普及などが考えられる。しかし45年度においては37万件(うち給与生活者51.8%,その他の被用者12.6%,商工業者15.3%,農林漁業者1.2%,その他19.1%)20億円の貸し付けが行なわれ,現在においても相当数の利用者がいるということは,公益質屋の存在意義があることを示すものであり,住民に対する制度内容の周知徹底をはかること,社会情勢等に応じた制度の運用および地域の実情に即した利用者のための適切な配慮が必要である。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第4節 低所得対策 4 低家賃住宅

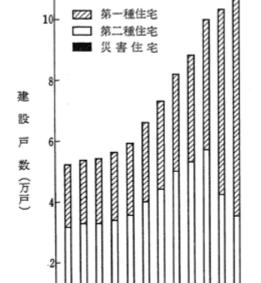
公営住宅は,現在,収入月額2万7,000円をこえ4万6,000円以下の階層を対象とする第一種住宅と月収2万7,000円以下の階層を対象とする第二種住宅とに分かれている。

このうち,第2種公営住宅については,低所得者の生活に重大な関連を有するところがら,厚生大臣はその建設計画の作成,家賃および入居条件等の変更その他について,建設大臣から協議を受けている。

公営住宅の建設は,公営住宅法に基づき年次計画により行なわれているが,46年度末現在の建設戸数は約159万2,000戸で,その内訳は第1種住宅が79万8,000戸,第二種住宅が62万5,000戸,災害その他の住宅,16万9,000戸となつている。

46年度においては,第一種住宅8万105戸,第二種住宅3万3,829戸がそれぞれ建設された(第4-4-4図参照)。

## 第4-4-4図 公営住宅建設の推移



35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46

第4-4-4図 公営住宅建設の推移

建設省住宅局調べ

昭和・・年

なお,都道府県においては,建設部局および民生部局の緊密な連絡のもとに,低所得階層の住宅事情のは握,入居に際しその家賃,敷金の減免,徴収猶予措置の配慮など法の施策の促進がはかられている。また,母子世帯,老人世帯心身障害者世帯,引揚者世帯等に対しては,公営住宅の枠内で特定目的住宅を設け,46年度においては,母子世帯向住宅1,749戸,老人世帯向住宅925戸・心身障害者向住宅1,426戸,引揚者向住宅58戸,特別低家賃住宅4,238戸がそれぞれ建設され,入居に際して優先的な取扱いが行なわれている。

# 第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第5節 消費生活協同組合

消費生活協同組合は,一定の地域または職域において,消費者自らがその生活の安定と向上をはかるため自 発的に組織する協同組織体である。

組合が行なう事業には,(1)生活必需品の供給事業,(2)理容,美容,食堂,病院等の協同施設の利用事業,(3)火災, 生命,交通災害等の事故に対する共済事業,(4)教育,文化事業等がある。

組合数は,連合会を含めて1,248(46年3月31日現在)(第4-4-13表参照)で,組合員数は,毎年着実に増加を続けて前年より94万人増の1,266万人に達しており,そのうちの過半数の819万人が共済事業を行なう組合の組合員となつている。

#### 第4-4-13表 消費生活協同組合の事業種類別組合数 利用 供給利 不明 総数 供給 利用 共済 44 1,213 580 137 72 17 牟 城 538 224 130 104 14 廋 城 675 356 18 280 45 数 1,203 631 129 74 349 10 年 3 245 104 度 386 245

第4-4-13表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

資料: 厚生省社会局「消費生活協同組合(連合会) 実態調査」

(注) このほか、連合会が44年度は42、45年度は45ある。

事業の状況をみると,供給事業の45年度における供給高は2,171億円で,食料品がその半分近くを占め,組合員の食生活に直接結びついていることを示している。

利用事業は、利用高273億円で、食堂、病院でその大半を占めている。

共済事業は,共済金額の最高限度が火災共済については500万円,生命共済については300万円まで実施されており,そのほか交通災害共済,対人・対物賠償共済,総合共済が行なわれている。

住宅事業は,年金福祉事業団からの借入金に依存している組合が多く,46年度における融資額は45年度の51%増の53億円と,著しい伸びをみせている。年金福祉事業団の融資は,住宅のほか療養施設,厚生福祉施設についても行なわれており,貸付額は36年度から46年度まで総額180億円にのぼつている。

消費生活協同組合は,近年,生活の全般にわたり事業を拡大している。特に,産地直結取引および共同購入は組合員の消費生活の安定向上に大きな役割を果たしているところであるが,これらは,物価安定対策,消費者

保護行政の推進の観点からも健全な発展が望まれている。

このため,組合員の増加,出資金の増額等組合の運営の健全化のための基盤強化が要請されている。

46年において,組合の集配送センターに対する日本開発銀行の流通近代化融資(2億円)が初めて行なわれており,消費生活協同組合資金の貸付に関する法律に基づく設備資金の貸付資金額は,47年度2,500万円(46年度2,000万円)に引き上げられている。

そのほか,国民金融公庫,中小企業金融公庫等政府関係機関による融資の活用がはかられている。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第6節 その他の福祉対策 1 災害救助

災害救助法は,一定規模以上の災害が発生した場合,被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており,国が地方公共団体, 日本赤十字社その他の団体および国民の協力のもとに応急救助を実施するものである。

46年度に発生した災実にかかる災害救助法の適用状況は第4-4-14表のとおりであり,6月下旬から7月下旬に新潟,兵庫,熊本,鹿児島を中心に被害をもたらした集中豪雨,ついで8月に鹿児島県他2県に被害を出した台風19号,9月に千葉県に被害を出した台風25号等の災害にみられるように,大きな被害が発生した災害もあった,46年度の災害の被害状況および救助費用を示せば第4-4-15表のとおりである.

第4-4-14表 災害救助法の適用状況

第4-4-14表 災害救助法の適用状況

				適	用	市	(区)	町	村
			総	数	市	(区)		er	村
総		数		71		34		31	6
火		災		2		1		_	1
水		害		69		33		31	5
そ	Ø	他		-		_		_	-

厚生省社会局調べ

第4-4-15表 災害の被害状況および救助費用

第4-4-15表 災 害 の 被 害 状 3	第4-	-4-	-15表	災	害	0	被	害	状	:59
------------------------	-----	-----	------	---	---	---	---	---	---	-----

お	ょ	び	敹	助	費	用	

		1			ete	//>	1	- 100	^	deb	害(世	/38	救助費用
		人	的	被	害	(人)	1	E 家	<u>ෙ</u>	被	古 (正	mr)	5C803E/15
	県 名	総数	死	者	行方不明	負傷	総数	全 壊	半	猰	床上浸水	床下浸水	(千円)
6月中旬から7月下旬の集中 豪雨	新潟,島根,兵庫,熊本,長崎 福岡,鹿児島,広島	166		39	1	126	34,96	4 16	2	369	8, 659	25, 774	
台風第19号	鹿児島, 熊本, 宮崎	120		35	_	85	13,10	7 24	7	253	4, 623	7, 984	68,838
台風第23号	鹿児島, 三重, 宮崎, 愛知, 高 知, 徳島, 静岡, 茨城	26		3		23	27,67	0 7	5	235	5, 443	21, 917	
台風第25号	千葉	131		52	-	79	18,68	9 25	7	331	4, 187	13, 914	74,740
9月中旬から下旬の集中豪雨	三重,宮崎	80		41		35	8,20	0 5	7	25	811	7, 307	23, 249
台風第29号	三重	1		_	-		14,85	9	2	2	1,740	13, 115	8,211
その他	熊本,高知	5		_	_		11	8 8	1	37	-	-	4,447
	l				-				-				

厚生省社会局調べ

災害救助法が適用された災害については都道府県知事は,現に救助を必要とする者に対して,(1)収容施設の供与,(2)たき出しその他による食品の給与および飲料水の供給,(3)被服,寝具その他生活必需品の給与,(4)医療および助産,(5)災害にかかつた者の救出,(6)災害にかかつた住宅の応急修理,〈7)学用品の給与などの救助を行なつている。

国は,都道府県の救助に要した費用の合計額が100万円以上となる場合に,その合計額と当該都道府県のその年度の標準税収入見込額との割合に応じ100分の50~100分の90までの負担をすることになつている。46年度において都道府県が救助に要した費用の総額は約2億7千万円,国庫負担所要額は約1億9千万円であつた。

なお,前述の救助の程度,方法および期間ならびに実費弁償の国の基準は,災害救助の趣旨等からみて,言者物価の動向,その他の事情を 考慮し実態に即するよう46年度においても改善が図られたところである。このうち,救助の程度,方法および期間についての主な改善

内容は,(1)応急仮設住宅の一戸当たりの設置費用を25.9万円から28.2万円に引き上げたこと,(2)たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用を1人1日当たり190円から200円に引き上げたこと,(3)住家が全壊した世帯に対して被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与のため支出できる費用を4人世帯で夏季1万700円から1万1,600円,冬季1万6,200円から1万7,500円に引き上げたこと,(4)住宅の応急修理のため支給できる費用を6万2,000円から6万7,500円に引き上げたことなどである。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第6節 その他の福祉対策 2 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行または環境に照らして売春を行なうおそれのある女子)の保護更生に関する業務は,婦人相談所,婦人相談員および婦人保護施設などが中心となつて実施している。

婦人相談所は,各都道府県に47か所設置されており,相談,調査,判定,指導および一時保護等を業務としている。

婦人相談員は,都道府県および市に475人設置されており,要保護女子の発見,相談,指導等の業務を行なつている。

婦人相談所,婦人相談員が取り扱つた対象者は,売春防止法施行当時においては大半が売春経歴のあるものであつたが,最近では約75%が売春経歴のないものとなつており,これら機関の活動の重点が,転落した女子の更生から,転落の未然防止へと移りつつあることがうかがえる。また,年齢別構成をみると,30歳代が最も多く,46年度婦人相談所受付総数の29.5%,ついで20歳代が,27.6%となつている。特に最近の特徴としては,40歳代の婦人の占める割合が,40年度においては,17.4%であつたが,46年度には23.6%と増加していることがあげられる。また,相談主訴は,経済問題が減少(40年度27.3%,46年度16.8%)し,これに代つて,結婚,離婚問題(40年度7.7%,46年度11.6%),家族の問題(40年度18.0%,46年度19.9%)等が増加している。

一方,相談件数も第4-4-16表のとおり,漸次増加の傾向を示している。

第4-4-16表 婦人相談所および婦人相談員の年度別受付件数

	41年度	42	43	44	45	46
婦人相談所	17,253	17,433	15, 433	15,696	15, 451	15, 291
婦人相談員	47,297	47,916	46, 544	47, 434	51,825	55, 455

第4-4-16表 婦人相談所および婦人相談員の年度別受付件数

資料:厚生省統計調查部「厚生省報告例」

都道府県,市または社会福祉法人が経営している婦人保護施設は,全国に61か所(定員2,266人)設置されており,要保護女子を収容保護し社会復帰に必要な生活指導,職能指導を行なつている。

これら施設に収容されている要保護女子の最近の特徴は,知能指数70未満のいわゆる精神薄弱者が,収容者総数の半数以上を占め(40年44.4%,46年57.2%),年々増加しつつあることである。そのため収癖者の指導のあり方も長期にわたる地道な指導が必要となつてきている。

売春防止法が全面施行(昭和33年4月1日)されてから,今年で15年を経過した。法施行当時において全国に

約1,900か所あつた集しよう(娼)地域,約4万の売春関係業者および約13万の従業婦等は,一応,社会の表面から姿を消したが,最近,売春の潜在化,暴力団との結びつき等が,新しい社会問題となつてきている。ことに暴力団の介入する売春事犯の増加と内容の悪質化,売春形態の多様化と手口の巧妙化のため,真に保護更生を要する要保護女子が,かなり存在すると推測されながらも,そのは握等に困難をきたしており,前述のように婦人相談所の相談受付状況における売春経歴のある者の減少の傾向にも現われている。

売春に関する諸問題は,政治,経済,社会,道徳,宗教,教育,公衆衛生等あらゆる面に結びついており,したがつて,これらの問題の処理にあたる婦人相談員,婦人相談所等実施機関の業務は極めて複雑であり,多方面にわたるので,今後の婦人保護事業の運営にあたつては,社会福祉,公衆衛生,法務警察等関係機関との有機的な連けいを保ちつつ,啓蒙,調査,指導等の活動の積極的な推進が強く望まれるところである。

また,本年5月15日本土復帰した沖縄県においては,同日から売春防止法が全面適用された。沖縄における婦人保護事業は,婦人相談所,婦人相談員(11名),婦人保護施設(1か所,定員81名)の各実施機関も整備され,現在要保護女子についての相談,指導,収容保護および婦人更生資金の貸付等,その保護更生に努めるとともに,一般県民に対して,売春防止についての啓蒙活動等,売春防止法の円滑な施行に万全を期しているところである。

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第6節 その他の福祉対策 3 同和対策事業

同和関係地区は,46年総理府を中心とした関係各省合同による同和地区調査によれば全国で3,972地区・105万人となつているが,おもに近畿,中国地方など西日本に多いのが特徴である。これらの地区の生活水準は,総体的に低く,なかでもその立地条件,生活環境は劣悪であり,保健衛生上,災害予防上憂慮すべき状態におかれている。

同和問題は,単に厚生省が行なう事業のみで解決できるものではなく,ひろく一般国民の理解と認識に合わせて,関係各省の施策が有機的,総合的に実施されることが必要である。

厚生省においては,28年度から隣保館の設置をはじめその対策に着手し,逐年施策の拡充をはかつているが,特に40年8月の同和対策審議会の答申および同和対策事業特別措置法(44年法律第60号)の趣旨を尊重し,同和対策長期計画(44年7月8日閣議了解)に基づき生活環境の改善,隣保事業の充実,社会福祉および保健衛生の向上をはかるための諸施設の整備等の施策の計画的な推進に努めている。

同和対策事業として,28年度以降,46年度までに市町村に国庫補助を行なつた施設整備事業の施設の種類およびその実績は,第4-4-18表のとおりであるが,45年度から同和地域住民の保健衛生対策として,巡回保健相談事業,トラホーム予防対策事業を行なつているほか保育所,児童館,簡易水道等の施設整備に対しても,一般予算の枠内で,同和対策としての国庫補助を行なつており,総合的な施策の推進に努めている。

## 第4-4-17表 相談経路別受付状況の構成比

第4-4-17表 相談経路別受付状況の構成比

(## Hr · %)

						(1th	位:%)
		総数	本人自身	警察関係	地方検察 庁保護更 生相談室	福祉事務所	その他
婦人相談所	45 年 度	(15,451) 100.0	41.7	8. 5	11.9	8.3	29. 6
婚人相談所	46 年 度	(15,291) 100.0	47.7	7. 9	9.6	6. 6	28. 2
据人组验员	45 年度 46 年度	(51,825) 100.0	58.4	3. 6	3.2	7.5	27.2
姆人相談員	46 年 度	(55, 455) 100.0	60. 7	2. 6	2.5	7.6	26.6

資料:厚生省統計調查部「厚生省報告例」

(注) ( )内は受付件数

第4-4-18表 同和対策事業施設設置状況

第4-4-18表 同和対策事業施設設置状況

					45 年度末現在	46	年	度	実	施分
渊		保		館	394					33
共	同		浴	勘	180					13
共	冏	ſΈ	築	杨	227					8
下	水	排	水	路	923					60
せ	X		道	路	2,394					575
共	同井	戸	その	他	548					70
		2+			4,666					759

厚生省社会局調べ

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第6節 その他の福祉対策 4 不良環境地区改善事業

同和地区のほかにも,都市におけるスラム,北海道におけるウタリ集落,石炭産業の不況の影響を受けた産炭地等においては,積極的な環境改善事業が必要である。

厚生省においては、これらの地域に対して、36年度から不良環境地区改善施設の整備を行なつているが、施設の種類およびその実績は、第4-4-19表のとおりである。

第4-4-19表 不良環境地区改善施設設置状況

_					45 年度末現在	46 年 度 実 施 分
生		活		館	205	27
共	闻		浴	場	13	-
共	同	ſΈ	業	揚	42	, 6
下	水	排	水	路	108	28
共	同井	戸	その	他	50	, 2
		計			418	63

厚生省社会局調べ

厚生白書(	昭和47年版)
-------	---------

第4編 社会福祉の増進 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス 第6節 その他の福祉対策 5 へき地対策

へき地対策の一環として、また過疎対策の面から、40年度からへき地保健福祉館の設置に対して国庫補助を 行なつている。へき地保健福祉館は、へき地住民に対し、各種の相談、講習会、集会、保育、授産などを行ない、保 健福祉の積極的な増進をはかろうとするもので、46年度末までに134か所が設置されている。